

なかの



Vol. 207

(3ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.org>



新年賀詞交歓会

(平成28年1月14日(木) 於：中野サンプラザ)



大月副会長



27年度納税功労者の皆様



謝辞：飛田様



木村副会長



フォト・コンテスト入賞者



入賞作品(ロビー)



横山副会長



税の川柳コンクール入賞者



高野副会長



会長・副会長(鈴木顧問を囲んで)



会長と藤田署長



多くの皆様に参加して頂きました



第2支部の皆様



第7支部の皆様



第9支部の皆様



第10支部の皆様



司会：宮治氏



太宰副会長



中締め(盛会裏に終了!)

中野区だより



1月4日「中野区新年賀詞交歓会」



1月20日「中野区経済団体合同新年賀詞交歓会」



1月21日「中野区商店街連合会新年賀詞交歓会」



中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!

(まずはお電話を...)

実施日時：3/9(水)、4/13(水)、5/11(水)、6/16(木)、7/6(水)、8/10(水)

13:00~17:00 (相談時間は、1案件:45分)

TEL：03-3388-6896 FAX：03-3388-2550 (担当) 佐藤・三國



掲 示 板 (3~5月行事予定表)



月 日	時 間	内 容	会 場	備 考
3月	2・8・10日	9:00~	生活習慣病健康診断	中野ゼロ小ホール
	3日(木)	10:30~12:00	厚生共益事業委員会	法 人 会 館
	//	13:00~14:00	女性部会・役員会	法 人 会 館
	4日(金)	11:00~12:30	広報委員会	法 人 会 館
	7日(月)	10:30~12:00	総務・組織委員会	法 人 会 館
	8日(火)	10:30~12:00	税制税務委員会	法 人 会 館
	//	14:00~15:30	東法連・税制講演会	東京ガーデンパレス
	9日(水)	10:30~12:00	公益事業委員会	法 人 会 館
	10日(木)	17:00~18:00	源泉研究部会・役員会	中野サンブラザ20F
	11日(金)	18:00~19:00	青年部会・役員会	法 人 会 館
	13日(日)	8:50開会式	中野ランニングフェスタ2016	四季の森公園
	15日(火)	14:00出発	第1・2支部：日帰りバス研修会	エプソアクアパーク品川 他
	17日(木)	17:00~18:00	理事会	中野 サンブラザ 11F アネモールム
	//	18:00~18:30	新入会員・特別研修会	中野サンブラザ11F
	//	18:30~20:00	新入会員・特別交流会	中野サンブラザ11F
	23日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	中野ゼロ(視覚ホール)
	24日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館
	26日(土)	10:45集合	第9・10支部：日帰りバス研修会	横 浜 方 面
4月	1・2・3日	10:00~16:00	中野通り桜まつり	新井薬師公園
	4日(月)	10:30~12:00	総務・組織委員会	法 人 会 館
	//	13:30~14:30	監査会	法 人 会 館
	5日(火)	13:30~16:00	書き方説明会	法 人 会 館
	6日(水)	14:00~15:00	女性部会・289回研修会	法 人 会 館
	//	15:00~15:30	女性部会・第35回定時総会	法 人 会 館 終了後：懇親会
	7日(木)	16:30~17:30	源泉研究部会・368回研修会	法 人 会 館
	//	17:30~18:00	源泉研究部会・第41回定時総会	法 人 会 館 終了後：懇親会
	8日(金)	16:30~17:30	青年部会・428回研修会	法 人 会 館
	//	17:30~18:00	青年部会・第36回定時総会	法 人 会 館 終了後：懇親会
	14日(木)	10:30~11:30	中野税務懇談会	法 人 会 館
	20日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館
	21日(木)	15:30~16:00	正副会長会	中野サンブラザ14F クレセントルーム
	//	16:00~17:00	理事会	中野サンブラザ14F クレセントルーム
	//	17:00~18:00	第17回健康セミナー(講師：植田美津江先生)	中野サンブラザ14F クレセントルーム 終了後：懇親会
5月	12日(木)	15:30~16:30	(第1部) 税務研修会	中野 サンブラザ 13F スカイルーム
	//	16:30~17:30	(第2部) 第5回通常総会	中野 サンブラザ 13F スカイルーム
	//	17:30~18:00	(第3部) 感謝状贈呈式	中野 サンブラザ 13F スカイルーム 終了後：懇親会
	18日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館
	19日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館

4月21日開催の『健康セミナー』は、同封の案内をご参照の上で参加下さい。

3月号の目次 「新年賀詞交歓会が盛大に!」

2016 VOL.207

新年賀詞交歓会	2	祝 辞(鈴木所長)(田中区長)	7
(他団体) 新年会	2	税務署だより・都税だより	8・9
(お知らせ) 無料法律相談	2	知っとくと得情報(税の豆知識)(山岡先生)	10・11
署長講演会(藤田署長)『国税庁レポート(中野編)』	4	行動する法人会(税制改正提言)	12
年頭所感(宮島会長)	5	中野区だより&お知らせ	13
祝 辞(藤田署長)	6	支部だより・部会だより	14・15
ANTENNA 95『中野ランニングフェスタ2016』	6	新年賀詞交歓会(大抽選会)	16

●表紙(写真説明)・・・第14回フォト・コンテスト入賞『色とりどりのチューリップ』(国営ひたち海浜公園) 日本閣観光(株) 中原 孝氏

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話 (3388) 6896 FAX (3388) 2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp
編集：広報委員会 印刷：友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話 (3381) 1423 FAX (3381) 1743



★ 講演会 ★

「国税庁レポート（中野編）」

講師：中野税務署長 藤田伸一様



講師の藤田署長

本日は「国税庁レポート（中野編）」という演題で、税収の状況、税制改正事項と現在の重要課題である消費税滞納の未然防止などについて、お話しようと考えています。

「国税庁レポート」は、私どもが仕事を行っていく上では、皆様の税務行政に対する理解と信頼が不可欠であり、税務行政の課題や取組等をできる限り分かりやすくお知らせし、皆様のご理解を深める一助になるようにと国税庁が毎年作成しているものです。

中身はと申しますと、納税者サービスの充実、適正・公平な課税・徴収、権利救済など国税庁の1年間の活動やその年のトピックについて、統計資料等を交えながら紹介しています。

国税庁ホームページに掲載しておりますので、お時間のある時にお読みいただければ幸いです。

（中野税務署の現状）

演題を「国税庁レポート（中野編）」としていますので、中野税務署の現状から説明したいと思います。

皆様ご承知のとおり、中野税務署は中野区を1署で管轄しています。管内の面積は15.59平方キロメートルで東京局84署の中では64番目の広さで、どちらかというところ狭い方になります。

納税者数等ですが、法人数は約1万2千社、消費税課税事業者数は約1万事業者、所得税確定申告書提出件数は約7万件となっております。

中野署は、納税者数等を見ますと、東京局の中では全体的にほぼ真ん中くらいの署ということになっており、種々の事務に136名の職員で対応しているところ です。

（法人の申告状況）

本日は、法人会でのお話ですので、法人の申告状況について説明します。

黒字で申告している法人がどのくらいあるかです。平成26年度の集計ですが、全国で30.6%（5年連続の上昇、平成21年度が25.5%で過去最低、ここからすこしづつ上がってきています）、東京局で29.3%（4年連続の上昇、平成21年度が24.7%で翌年24.2%まで落ちて、そこから上がって今年の数字）となっています。

では、申告所得がいくらであったかというところ、全国で58兆4,433億円と過去最高の金額となっています。東京局では、33兆7,950億円となっています。ちなみに、平成21年度の金額は、全国で33兆8,310億円（今年は24兆6,000億円くらいのプラス）、東京局で18兆2,387億円（今年は15兆5,000億円くらいのプラス）になっています。平成21年度の所得金額からは、相当上がってきています。

（税収の推移）

次に、日本の税収について説明します。

税収は景気動向に左右されやすく、平成2年前後の

バブル景気の時は、所得税・法人税ともに税収は最高でしたが、バブル崩壊後、低迷をつづけます。そして、すこしずつ持ち直してきたかなというところで、平成20年のリーマンショックがあり、法人税収はかなり落ち込んでしまいました。一方、消費税の税収は10兆円前後で推移しており、比較的安定しており、27年度は、税率の引き上げもあり、所得税を抜いて、最も収入が多くなることが見込まれています。

法人税の基本税率は、グローバル化に対応するとともに国際競争力を強化する観点から、税率を引き下げてきています。

昨年12月24日に閣議決定された「平成28年度税制改正大綱」では、法人税について、現行の23.9%を①平成28年4月1日以後に開始する事業年度について23.4%、②平成30年4月1日以後に開始する事業年度について23.2%に段階的に引き下げられることとされています。これに、法人事業税の所得割の引き下げを含め、実効税率を現在の32.11%から平成28、29年度は29.97%、平成30年度には29.74%に引き下げることとされています。

（租税教育の推進）

現在、私どもが力を入れているものに租税教育があります。税務当局といたしましては、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

具体的には、租税教育推進関係省庁等協議会（総務省、文部科学省、国税庁などで構成）において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府県に設置された租税教育推進協議会を中心に、関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣や作文、絵はがき、標語などの募集等を行っています。

租税教室等への講師派遣につきましては、税務署の職員は、毎年8,000人台ですが、職員以外の方は、23年が15千人、24年が17千人、25年は21千人と年々増えており、毎年、多数の方にご協力をいただいている状況にあります。

中野署管内では、26年度に小・中学校合わせて19校で37回の租税教室を開催していただいております。1,300人余りの生徒が受講しております。開催する学校数も年々増えてきているところです。法人会、税理士会の方に講師をお願いしており、積極的に取り組んでいただいていることに、改めて御礼を申し上げます。

非常に大事な活動だと考えておりますので、引き続きのご協力をお願いします。

最後になりますが、本年が、皆様にとって良い年であることを祈念しております。

ご清聴ありがとうございました。



新年賀詞交歓会



宮島会長の年頭の辞

平成28年1月14日(木) 中野サンプラザ

明けましておめでとうございます。
います。

本日は、御来賓の皆様並びに多くの会員の皆様に参加いただきありがとうございます。

今年は、穏やかな天気にも恵まれたお正月でした。皆様は、どのように過ごされましたでしょうか？ 私は、年末から、体調を崩しお酒もあまり飲まず・どこにも出かけず養生して、ゆっくり過ごしてきました。

今年の皆様のお仕事はいかがでしたでしょうか？

経済情勢を考えますと、日本の経済は、一昨年来のアベノミックス以降順調な回復をしていると報道されています。

確かに、円安・株高になり、日本経済への波及も大きかったと思います。今週は乱高下が繰り返されています。

しかし、その効果を感じられるのは、限られた業界・企業であると思います。私達多くの中小零細企業では、その回復を感じることができません。当社の業界は輸入製品が多く、為替の変動に販売価格が追いついていないのが、現状です。

まだまだ、厳しい状況と感じています。今年こそは少しでも良くなるよう期待を持って頑張りたいと思います。

さて、中野法人会は、昨年・新体制でスタートしました。中でも、支部・本部との連携を深め、会員の皆様にとって「楽しめる」法人会を目指しました。その目的に向かい、会

員・並びに役員の皆様にご協力いただき、一歩踏み出すことができました。ひとえに、皆様のご協力のたまものと、感謝しています。ありがとうございました。

ところで、法人会の理念は、ご存じでしょうか？

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

この「理念」を基に、

「研修会をはじめ各事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を拓ける。」仲間づくりになると思います。

今年の「中野法人会」は、昨年同様「会員の皆様にとって、ネットワークを広げ・楽しめる活動」を目指して、進めていきたいと考えます。

昨年掲げてきた、「12の支部活動支援並びに3部会の充実」をはかり、会員の皆様にとって参加しやすい法人会をめざし、活発な事業を進めていきたいと考えます。

それには、皆様のさらなるご協力をお願いいたします。

最後に、皆様のご健勝ご事業の発展を祈りまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

今年も、よろしくお願いいたします。



祝 辞



中野税務署
藤田 署長

新年あけましておめでとうございます。

本日は、公益社団法人中野法人会 賀詞交歓会にお招きいただきまして、ありがとうございます。

旧年中は、宮島会長をはじめ役員の方々並びに会員の皆様には、税務行政につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、お陰さまで当署の事務運営も円滑に推移しております。心より感謝申し上げます。

中野法人会におかれましては、税に関する公益法人として各種研修会・講演会、「こども税金クイズ」や「租税教室」等の開催を通じて、税知識の普及と納税道義の高揚にご尽力いただいております。また、地域に密着した社会貢献活動を通じて、円滑な税務行政のみならず、地域社会の健全な発展に多大な貢献をされており、心から感謝申し上げますとともに、深く敬意を表する次第です。本年も活発な事業活動を展開されるようご期待申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済のグローバル化、ICT化の進展など、社会・経済状況の変化に加え、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入等、大きな変革期にあります。このような中、私どもは、納税者サービスの充実、適正・公平な課税・徴収に努めているところであります。こうした税務行政を推進していくためには、納税者の皆様の税務行政に対する理解と信頼を得ていくことが不可欠であると考えており、引き続き、環境変化に対応した取組を実施してまいりますので、

ご協力を改めてお願いいたします。

ところで、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、本年から運用が始まっております。税関係では、法人税、消費税の確定申告については、平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から法人番号の記載が、また、所得税の確定申告書については、平成28年分（原則平成29年2月～3月の確定申告）から個人番号の記載等を行うこととなっており、基本的には、来年以降の対応になりますが、申請書・届出書に関しては、1月1日以降に提出する申請書等から法人番号、個人番号の記載が必要となります。

皆様におかれましては、マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であることをご理解いただき、制度の円滑な導入にご協力をお願いいたします。

また、まもなく、平成27年分の所得税等の確定申告時期を迎えます。皆様には、本年も引き続きe-Taxを利用した申告を推進していただくとともに、書面によりご提出いただく場合には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただき、早期提出、期限内納付のご協力をお願いいたします。

なお、本年も申告書作成の相談等につきましては、新宿区にごございます「新宿住友ビル」の47階において行うこととしております。中野税務署内に申告書作成・相談会場はありませんので、周囲の皆様への周知等のご協力もお願いいたします。

結びにあたり、公益社団法人中野法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



川村副会長



司会・赤羽氏



—— ご来賓の皆様 ——



—— 役員の皆様 ——



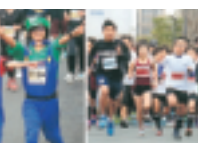
—— ロビーにて ——



—— 第2部・会場風景 ——



ANTENNA by NakanoHoujinkai ③⑤



祝 辞



中野都税事務所
鈴木 所長

皆さん、明けましておめでとうございます。

ただいまご紹介いただきました中野都税事務所長の鈴木でございます。

本日はお招きいただき、誠にありがとうございます。

旧年中は、宮島会長をはじめ役員及び会員の皆様方には、東京都の税務行政及び中野都税事務所の事務運営等に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

公益社団法人中野法人会におかれましては、日ごろから納税意識の高揚や企業経営の健全な発展に努められるとともに、その幅広い啓発活動を通じて、地域社会に貢献されていることに、心から敬意を表する次第でございます。

また、地方税の電子申告制度「エルタックス」の普及促進に努めていただき、ありがとうございます。

さて、東京都は「東京都長期ビジョン」で掲げた目標や政策を基に「東京都総合戦略」を公表いたしました。本戦略では特に「東京と地方」の共存共栄に焦点を当て、東京と他の地域が力を合わせ、共に成長し、真の地方創生の実現を目指しております。産業振興や観光振興、オリンピック・パラリンピックを契機とした地域の活性化など、地方と連携した施策を展開し、東京、ひいては日本のもつ潜在力を引き出していく決意でございます。

東京都主税局は、これらの施策を推進し、サービスの一層の向上を図れるよう、全力で都税収入の確保に取り組んでまいります。また、先月平成28年度税制改正大綱が発表されましたが、企業版ふるさと納税の創設や、中小企業者等を対象に、生産性向上設備を取得した際の固定資産税償却資産の課税標準額減額措置など、新設の制度も予定されております。現在の減免制度とともに、引き続き税制面から支援してまいります。

28年度固定資産税償却資産の申告書の提出期限は、2月1日でございます。エルタックスの電子申告も可能ですので、皆様には、引き続き適正な申告にご協力をお願い申し上げます。

また、本年1月から、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー制度が開始されました。償却資産のご申告の際は、マイナンバーの記載をお願いしておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

中野都税事務所職員一同、本年も親切できめ細かい対応に心がけ、適正かつ公平な税務行政に推進してまいりたいと存じます。

結びにあたり、公益社団法人中野法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご事業のご繁栄とご健勝、更なるご活躍を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



田中 区長

新年明けましておめでとうございます。

中野法人会におかれましては、税知識の普及・啓発また納税意識とで、大変地道で充実した活動が続けておられることに心から感謝を申し上げます。また、公益社団法人として中野のより良い地域社会作りに、積極的・主体的に法人会として活動して頂いております。このことに対しても本当に心からの敬意と感謝を表したいと思っております。

さて、今、兎角言われているのが東京一人勝ち論、東京富裕論ということが盛んに言われている訳であります。そして、東京都や23区等の固有の財源である法人の住民税の一部が国税化されて地方に持っていかれてしまうということが行われております。中野ではその影響が20億円にもなります。消費税が10%になると更に強化され、40億円以上の影響になります。もともと地方交付税というのがある、自治体間の財源調整をしております。東京都も23区も負担はしていますが、地方交付税は全く頂いておりません。その東京の財源が更に一方的に国の取組みによって、地方に移転させられてしまうことについては、絶対にいけないことだということで強く主張させて頂いております。

23区の考え方としては、決して地方はどうなってもいい、東京だけが良くなればいいなんてことは全く思っているわけではなく、我々中野区でも連携都市協定の青森市とか里・まち連携の五都市、福島県の田村市が姉妹都市、こういう形で地域との具体的な連携活動を様々にしながら、地方も東京もお互いにウィンウィンの関係で、お互いに発展する道を作り出していこうという具体的な動きをたくさんやっております。1月16日にも、中野のゼロホールで青森県の10市が大祭典を開催して、青森県の物産・文化・観光を東京中野から発信するイベントが予定されています。

東京と地方と一緒にこの日本の成長の原動力になっていく、そうした都市間連携というのをしっかりと行っているわけでございます。

中野区も新しい基本構想、10ヵ年計画を作った次の時代に本当に皆が安心して暮らし続けられる、そうした街づくりへ向けての新しい動きを今年は始めていきたいと思っております。そうした中では地域包括ケア体制の確立、地域での支えあい、医療・介護・福祉の充実それから子育て支援の充実、そういった区民生活に関わる様々な取り組みの充実も考えておりますし、中野駅周辺の街づくり、また西武新宿線沿線の街づくり、連続立体交差、また各地の防災街づくりなど都市の骨格、都市基盤の骨格になるような街づくりなども着実に進めて参りたいと思っております。皆様と共に発展できる中野を目指して頑張っておる所存でございます。

中野法人会様の益々のご発展とお集りの皆様のご健勝ご多幸、事業のご繁栄を心からお祈りをいたしましてご挨拶にさせていただきます。

中野法人会様の益々のご発展とお集りの皆様のご健勝ご多幸、事業のご繁栄を心からお祈りをいたしましてご挨拶にさせていただきます。

税 務 署 だ よ り

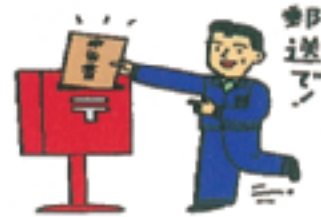
確定申告のお知らせ

○確定申告書等作成コーナー（国税庁ホームページ：www.nta.go.jp）

申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です。
作成した申告書は、印刷して郵送で提出できます。



税務署へ郵送提出



〒164-8566 中野区中野4丁目9番15号
 中野税務署

○申告書作成会場

開設期間	会 場	所 在 地	時 間
2/12(金) ～3/15(火)	新宿住友ビル47階	新宿区西新宿2-6-1	9:00～16:00 (相談は9:15から)

(注) 土曜日、日曜日は開設しません。ただし、2月21日及び2月28日の日曜日は開設します。



税務署内に申告書作成・相談会場はありません。

社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせ

- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> (マイナンバー)
- ・マイナンバーのコールセンター(フリーダイヤル) **0120-95-0178**
 平日 9時30分～22時00分／土日祝 9時30分～17時30分

国税に関する社会保障・税番号制度の最新情報

- ・国税庁ホームページのトップページにある  をクリック
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

法人番号の最新情報

- ・国税庁ホームページのトップページにある  をクリック
 し、「法人番号について(ご紹介コーナー)」をご覧ください。



 国税局・税務署

税 務 署 だ よ り

平成28年度 国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律、経済、会計等の専門知識を駆使し、適正な課税を維持し、また租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
- 昭和61年4月2日から平成7年4月1日生まれの者
 - 平成7年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - 大学を卒業した者及び平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇ 申込手続
- インターネット申込み **(原則、インターネット申込みとなります。)**
 - 受付期間 4月1日(金)9時～4月13日(水) [受信有効]
 - 受験案内(インターネット申込用)交付期間 2月1日(月)～4月13日(水)
 - 受験案内(インターネット申込用)交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
※人事院ホームページからもダウンロードすることができます。[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
 - インターネット申込みができない場合(受験申込書を郵送又は持参)
 - 受付期間 4月1日(金)～4月4日(月) [4月4日(月)までの通信日付印有効]
 - 受験申込書・受験案内(郵送・持参申込用)交付期間 2月1日(月)～4月4日(月)
 - 受験申込書・受験案内(郵送・持参申込用)交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
- ◇ 試験日
- 第1次試験 平成28年5月29日(日)
第2次試験 平成28年7月12日(火)～平成28年7月20日(水)のうち指定された日時

※詳細については、お気軽に中野税務署総務課(TEL 03-3387-8111 内線203)までお尋ねください。



都 税 だ よ り



中野都税事務所

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください!

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税(23区内)	固定資産税(償却資産)(23区内)
電子申告	○ 予定申告 ○ 確定申告 ○ 清算確定申告 ○ 中間申告 ○ 均等割申告 ○ 修正申告 など	○ 納付申告 ○ 修正申告 ○ 免税点以下申告 ○ 事業所用家屋貸付等申告	○ 償却資産申告
電子申請・届出	○ 法人設立・設置届出 ○ 中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○ 申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○ 法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○ 事業所等新設・廃止 ○ 事業所税減免申請 ○ みなし共同事業に関する明細	—
電子納税	○ 本税の納付 ○ 加算金の納付 ○ 延滞金の納付 ○ 見込納付	○ 本税の納付 ○ 延滞金の納付 ○ 加算金の納付	—

〈利用手続きについてのお問い合わせ〉

【**eLTAX** ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【**eLTAX** ヘルプデスク】 0570-081459(左記の電話がつかない場合は03-5500-7010)
※平日 午前9時～午後5時(土日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く)

〈申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ〉

【電子申告、電子申請・届出】

- 新宿都税事務所(法人事業税・地方法人特別税・法人住民税・事業所税) ☎ 03-3369-7151
- 中野都税事務所(固定資産税(償却資産)) ☎ 03-3386-1118

【電子納税】

- 中野都税事務所 徴収管理係 ☎ 03-3386-0649



知つとくと(得)情報 = 税の豆知識 =

税理士
山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711代
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



この時期、税務署では平成27年度の確定申告書(所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税)の受付をしております。今回は、病気やけがで診療や治療を受けたときに支払う医療費が一定額を超えた場合、その一部が戻ってくる「医療費控除」について説明をいたします。

I 医療費控除のしくみ

医療費控除の適用要件等

医療費控除は、所得税を納税する人が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、一定の金額の控除を受けることができる所得控除です(所法73①)。

対象となる医療費は、課税対象年の1月1日から12月31日までに支払った費用ですので、平成27年分の確定申告では、平成27年1月1日から12月31日までに支払った費用が対象となります。

医療費控除の対象に含まれる金額は、課税対象年に実際に支払った金額ですので、治療を受けても医療費が未払いの場合や、年が明けてから申告時までの間に支払った場合は控除対象になりませんので、注意してください。

なお、医療費控除を受けるに際しては、医療費についてこれを領収した者のその領収を証する書類の確定申告書への添付または当該申告書の提出の際、提示しなければならないこととなっています(所令262①二)。

「生計を一にする」とは?

医療費控除の適用が認められる親族は、医療費を支払うべき事由が生じた時又は現実に医療費を支払った時のいずれかの現況において、その医療費を支払った者と生計を一にする配偶者その他の親族となっています(所法73①、所基通73-1)。

ここで、「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうのではなく、次のような場合とされています(基通2-47)。

①当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

②これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

例えば、母親の年収が少額で、子供からの仕送りで生活しているというのであれば、その子供と母親とは「生計を一にしている」こととなり、子供が母親のために負担した医療費は、医療費控除の対象となります。このことから、同居していなくても母親が子供の仕送りによって生計を営んでいる場合でこの母親の医療費を負担した場合には、その医療費は医療費控除の対象となります。

医療費控除の対象となる医療費の範囲

医療費控除の対象となる医療費は、医師または歯科医師による診療または治療やそのために必要な医薬品の購入その他医療またはこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要なものとされ、次に掲げるもののうち、その病状その他一定の状況に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています(所法73②、所令207)。

- ①医師または歯科医師による診療費または治療費
- ②治療または療養に必要な医薬品の購入
- ③病院、診療所または助産所へ収容されるための費用
- ④あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師による治療を受けるための施術費
- ⑤保健師、看護師または准看護師による療養上の世話を受けるための費用
- ⑥助産師による分娩の介助の対価
- ⑦介護福祉士による喀痰吸引等および認定特定行為業務従事者(一定の研修を受けた介護職員等)による特定行為に係る費用の自己負担分

医療費控除の計算方法

医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額(最高で200万円)です。

- 実際に支払った医療費の合計額-保険金などで補てんされる金額=A
 - 10万円、又は総所得金額等が200万円未満の人の場合は総所得金額等の5%の金額=B
 - 「A」-「B」=医療費控除(最高200万円)
- なお、保険などで補てんされる金額とは、生命保

険契約などで支給される入院給付金、健康保険などで支給される高額療養費、家族療養費、出産育児一時金などで、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引くものです。

なお、保険金などの補てん金が、申告時まで確定していない場合は、補てん金額を見込んで控除することになります。

II 医療費控除についてのその他の留意事項

医療費控除申告に際しては、上記「I 医療費控除のしくみ」のとおりですが、下記についても留意されますようお願いします。

- 1 予防医学の発達により人間ドック等の健康診断が普及していますが、通常、人間ドックその他の健康診断は疾病の治療を伴うものではないので、その人間ドック費用その他の健康診断のための費用は、医療費控除の対象となる医療費に該当しないこととされています。
→ 健康診断等の結果、重大な疾病が発見され、かつ、その健康診断に引き続きその疾病の治療を行った場合は、その健康診断費用は医療費控除の対象となります。
- 2 医療費控除の対象となる医薬品とは、薬事法2条（医薬品の定義）に規定する医薬品をいい、薬事法の規定する医薬品に該当しないものは医療費控除の対象になりません（所基通73-5）。
なお、薬事法に規定する医薬品であっても疾病の予防または健康増進のために供される場合の購入の対価は医薬品には該当しないこと、および医師の処方や指示があってもすべての医薬品が医療費控除の対象となる医薬品に該当するとは限りません。
→ 風邪の治療のために購入したかぜ薬の購入費用は医療費控除の対象になりますが、健康増進のためのビタミン剤や医薬品以外の漢方薬、アレルギー体質用ミルクなどの購入費用は医療費に該当しないので対象になりません。
- 3 数年分の医療費を、1つの年分のものとして集計して医療費控除の申告をすることは出来ません。
→ 確定申告を忘れていた場合でも、「過去5年以内」であればさかのぼって申告し還付が受けられることになっていますので、実際に支払った年分毎に集計して申告することになります。
- 4 健康保険組合から交付された「医療費のお知らせ」を確定申告書に添付または提示しても医療費控除は認められません。
→ 「医療費のお知らせ」は、「医療機関が領収したことを証する書類」とはなりませんので、医療機関が発行した領収書を添付または提示する必要があります。



「国道番号」

国道番号は昭和27年、東京を中心とした全国的な幹線道路網を担う一級国道と、地方の主要都市と一級国道とを連絡する機能などをもつ二級国道に付番されました。

一級国道は1号から58号まで東京を起点に付番され、101号からは二級国道を基本として、北から南へと順に付番するのを原則とされました。なお、一級国道二級国道の区別は、昭和40年に廃止されました。

3月の税務と労務

- ・ 国税／平成27年分所得税の確定申告
2月16日～3月15日
- ・ 国税／個人の青色申告の承認申請 3月15日
- ・ 国税／贈与税の申告 2月1日～3月15日
- ・ 国税／2月分源泉所得税の納付 3月10日
- ・ 国税／個人事業者の27年分消費税の確定申告
3月31日
- ・ 国税／1月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）
3月31日
- ・ 国税／7月決算法人の中間申告 3月31日
- ・ 国税／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）
3月31日
- ・ 地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税（事業所税）の申告 3月15日

4月の税務と労務

- ・ 国税／3月分源泉所得税の納付 4月11日
- ・ 国税／2月決算法人の確定申告（法人税・消費税）
5月2日
- ・ 国税／8月決算法人の中間申告 5月2日
- ・ 国税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）
5月2日
- ・ 地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- ・ 地方税／固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
4月中において市町村の条例で定める日
- ・ 地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
4月1日～4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- ・ 地方税／軽自動車税の納付
4月中において市町村の条例で定める日
- ・ 労務／労働者死傷病報告（1月～3月分）
5月2日

行動する法人会

—平成28年度税制改正に関する提言—

全法連では、平成28年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自 民 党

予算・税制に関する政策懇談会
11月16日

財政・金融・証券団体委員長 神田 憲次 氏

西村 明宏氏	上野賢一郎氏	鈴木 馨祐氏
小田原 潔氏	勝俣 孝明氏	中山 展宏氏
神山 佐市氏	小林 鷹之氏	北村 誠吾氏
松島みどり氏	國場幸之助氏	滝波 宏文氏 他



公 明 党

財政金融部会税制改正要望等ヒアリング
11月10日

財政金融部会長 伊藤 渉 氏

西田 実仁氏	斉藤 鉄夫氏	上田 勇氏
杉 久武氏	平木 大作氏	新妻 秀規氏



中野法人会は、11月に長妻・松本衆議院議員、田中区長、北原議長に提言書を送付しました。

財 務 省

10月10日

財務副大臣 岡田 直樹 氏



左から 岡田財務副大臣、柳田税制委員長、横山専務理事

民 主 党

財務・金融部門会議税制改正要望等団体ヒアリング
11月6日

座 長 前原 誠司 氏

鈴木 克昌氏 古川 元久氏



国 税 庁

表敬訪問 12月1日

長官 中原 広 氏 次長 星野 次彦 氏



右奥から 星野次長、中原長官

左奥から 柳田税制委員長、池田会長、横山専務理事

中野区だより



～ 12月17日「初心者のためのパソコン講座」(共催：中野区・専門学校東京テクニカルカレッジ) ～



特定非営利活動法人 中野コンテンツネットワーク協会(ナカノプラプラ)からのお知らせ

～「中野から世界へ」を合言葉に～

平成22年、中野区の呼びかけによりICTやコンテンツを中心とする都市型産業を活用した地域振興を目指し、中野法人会の会員を含む情報通信サービス事業者、コンテンツ事業者、学校関係者らによる情報連絡会が始まりました。

この連絡会が母体となり、現在の特定非営利活動法人中野コンテンツネットワーク協会(ナカノプラプラ)が平成24年に東京都の認可を取得し、現在まで様々な事業を行ってまいりました。

ナカノプラプラはICT・コンテンツ関連の事業者、教育機関、支援機関、行政機関などの間にネットワークを構築し、相互の連携を図ることによって価値の創造・創発を生みだし、さらなる地域経済の発展に貢献するとともに、地域の利便性向上、賑わい創出に資するための事業を展開していこうとするものです。

おかげさまで、平成27年度は関連4団体による中野区産業

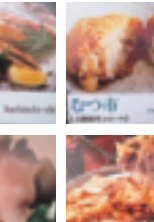
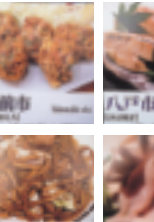
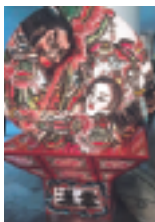
振興推進機構(ICTCO)の運営の他、動画セミナー、漫画イベントの開催、中野文化祭の共催、産業交流展への出展、さらに音楽イベント、大学合同文化祭への後援等、多岐にわたる事業を行うことができました。

年を追うごとに会員、賛同者も増え、徐々に活発なイベントを行うことが出来るようになったナカノプラプラ。

今年も「中野から世界へ」を合言葉に、区内諸団体との連携を深め、地域交流事業、情報リテラシー向上活動、現代文化研究事業、協業推進・産業クラスター化事業、地域活性化検討事業を進めてまいります。

ナカノプラプラの今後の取組みに一層のご注目、応援をよろしくお願いいたします。

中野区グローバル戦略推進協議会の基幹団体のひとつ、中野区産業振興推進機構は、中野法人会も会員である特定非営利活動法人中野コンテンツネットワーク協会と、他3社により運営されています。



1月16日「青森県10都市大祭典」(於：中野ゼロホール)

活発な社会貢献活動を展開!!

「2016 中野区成人のつどい」に共催しました

(1月11日 於：サンブラザホール)



会場のサンブラザ前



祝：イベント



実行委員の皆様



祝辞：田中区長 中野駅前「祝・餅つき大会」が...

『第30回中野通り桜まつり』に参加予定

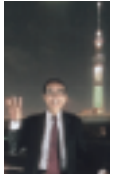
桜満開、晴天、無事故で大成功で!

(平成28年4月1・2・3日 於：新井薬師公園)

◆『公益社団法人・第五回通常総会』開催ご案内◆

- 日時：平成28年5月12日(木) 第一部「税務研修会」(午後3時30分～) 13F スカイルーム
午後3時より受付 第二部「通常総会」(午後4時30分～) 13F スカイルーム
午後3時30分開会 第三部「感謝状贈呈式」(午後5時30分～) 13F スカイルーム
- 会場：中野サンブラザ 第四部「懇親パーティー」(午後6時～) 13F コスモルーム

支 部 だ よ り



～ 12月16日「第11支部研修会（屋形船）」 ♪♪皆さん 大熱唱です♪♪ スカイツリータワーの眺め 最高！ ～

部 会 だ よ り

《源泉研究部会 第365回研修会》並びに

◆『新年初顔合わせ会』を開催◆

～ 平成27年度分・確定申告について ～

『第365回研修会』が、1月13日、法人会館において開催されました。

始めに、安藤部会長より挨拶があり、『サラリーマンの確定申告について』中野税務署の個人課税・福間上席より説明をして頂きました。



12月3日：役員会を開催（於：日本閣） ～～～ 皆様真剣に… ～～～

《青年部会 第419回研修会》

◆ 基本に忠実に… !! ◆

～ 租税教室・講師養成研修 ～

12月4日、『第419回研修会』が法人会館で行われました。講師には、新宿税務署広報公聴官・木村尊子氏を招聘して、「租税教室・講師養成研修」をして頂きました。

既に11月、江古田小学校で、画期的な租税教室を経験した方が多く、今回、改めて基本に忠実という事で、講師としての授業の進め方等を話して頂きました。皆様、真剣に耳を傾けていました。



法人会の青年部は、税に関してのプロではありませんので、生徒の皆さんの反応を見ながら、カリキュラムに添って進めていきますが、中野法人会の租税教室の特徴は、ワークショップ型

基本に忠実に…ですね！

宮園自動車(株) 川村 卓

“平成27年分・会社役員のための確定申告実務ポイント”などを使用され、基本的な事柄の確認をして頂き「注意すべき点」や「誤り易い点」などを中心に話して頂きました。



安藤部会長 講師：福間上席

又、「国外財産調書制度のあらまし」、「財産債務調書」の提出制度が創設された事も話して頂きました。毎年の事ではありますが、誤りのない調書を期限内に提出したいと思います。とても分かり易い説明で、内容の濃い研修会を開催して頂き本当に有難うございました。

(株)エコー 安田一也

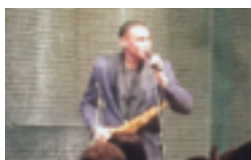
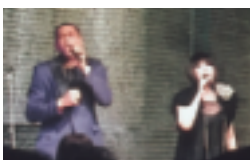
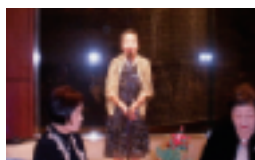
にあります。生徒の皆さんも“街作り”を通して“税”について理解していただいている“DVD”を鑑賞してもらうという事も大きな前提になります。とにかく、限られた授業時間の中で進めていかなければならない上に、人前で何かを教える…ということの難しさを痛感しました。授業の最後に、1億円の玩具を実際に持ってもらい、生徒の皆さんの歓声を聞くまで、本当に緊張すると思いますが、今後、講師として教壇に立った際には全力で頑張りたいと思います。木村公聴官、ありがとうございました。



新井部会長 講師：木村公聴官

《女性部会》

◆チャリティクリスマスパーティ◆ (於：ウェストフィフティーサード・日本閣)



～～～～ 12月1日「女性部会主催：クリスマスパーティ」多くの皆様にご参加して頂きました ～～～～

活発な社会貢献活動を展開!!

青年部会独自で“租税教室”を実施!

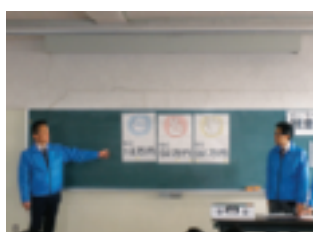
12月12日 (区立平和の森小学校)



応援頂いた皆様



～～～～～ 講師：滝口氏 アシスタント：安田氏・根本様 ～～～～～



1年間にどれ位かかりますか?



約50種類の税金が…



内野氏 新井氏 柴野氏

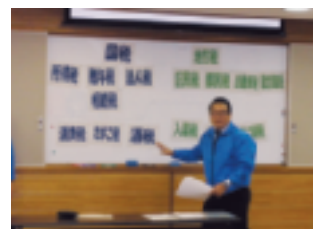
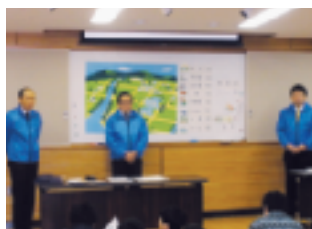


1億円 重いよー!

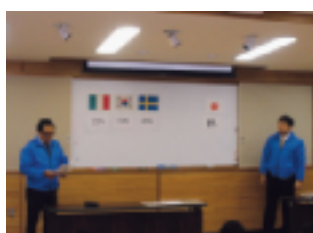
1月9日 (区立上高田小学校)



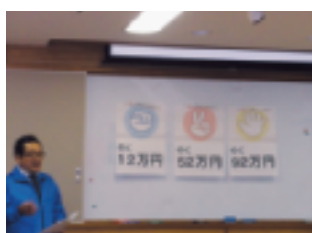
応援頂いた皆様



～～～～～ 講師：新井氏 アシスタント：内野氏・三鴨氏 ～～～～～



世界の消費税



皆さんの教育費(税金)は…



滝口氏が“税金かるた”を!

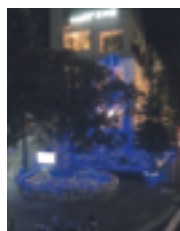


さあ!1億円ですよ

◆「新年初顔合せ会」を開催◆ (1月22日 於：ウエストフィフティーサード・日本閣)

恒例の「新年初顔合わせ会」がOBの皆様も含め38名の参加で開催されました。

冒頭、新井部会長は、年頭の抱負を熱く語り、青年部会は明るいスタートをきりました。



会場の日本閣



新井部会長・年頭の辞



～～ 終始 和やかに ～～



和服 素敵です



中締：木村副会長

大抽選会，喜びの笑顔・・・

